

一関市立藤沢小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめは常に起こりえる、または、起こっていて、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」「いじめは、子どもの命にかかわる最大の事件」という認識に立ち、家庭、地域及び教育委員会と連携し、いじめの早期解決・未然防止を最優先し、早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

*いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。（行為を行った児童等が、冗談やからかい、その気がなく行った場合でも、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じたら、「いじめ」とする。）

2 主な取り組み

(1) いじめが起こらない学校・学級風土づくり

- ① いじめが起こらない学校・学級風土づくりのために、授業時間はもとより教育活動全体を通じていじめ防止の指導を行う。
- ② 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ③ 日常の挨拶を基本としてコミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ④ 自己有用感を高めるためにスマールステップで評価を行い、少しの伸びでも認め、誉めていく。
- ⑤ 児童会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ⑥ 学校行事、学級活動等で児童一人一人に活躍の場をつくり、児童同士の繋がりや絆を深める。
- ⑦ 学習訓練を徹底し学習規律の確立を図り、基礎学力を保証する授業を行う。
- ⑧ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。

(2) 未然防止や早期発見・解決のための措置

- ① 「いじめ対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を設置して定期的に児童の情報を共有し、組織的に対応する。
[構成] 校長・副校長・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・当該担任・特支コーディネーター
必要に応じて外部機関
- ② 学校生活アンケート（5月、2月）・学校生活ミニアンケート（9月、11月）・心とからだの健康観察（10月）及び個別面談を実施し、児童の実態を把握する。また、1・2学期末学校アンケートの結果も参考しながら、学級での個々の観察と対応を行う。
- ③ 学校生活アンケート後には教育相談週間を設け、全員との個別面談を行う。
- ④ 休み時間の児童の様子を担任外で観察するとともに、児童との相談活動の充実を図る。
- ⑤ 児童会による生活目標で相手を傷つけない言葉遣いについての取組を行う。
- ⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、広報活動に努める。
- ⑦ 本校におけるいじめの相談窓口を次のとおりとし、校報等で保護者への周知を図る。

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ○日常のいじめ相談（児童及び保護者） | ………全教職員が対応 |
| ○スクールカウンセラーの活用 | ……………特支コーディネーター、生徒指導主事 |
| ○地域からのいじめ相談窓口 | ……………副校長 |
| ※一関市子ども悩みごと相談電話 | |
| ……………TEL 0191-26-3030 | |
| ※24時間子供 SOS ダイヤル（県いじめ相談電話） | |
| ……………TEL 0120-0-78310 | |

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ② ゲームの使用等による有害情報の把握に努め、問題のある行動に対しては迅速な対応を図る。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し組織的な対応を行う。
- (2) いじめ認知後、速やかに教育委員会に速報を入れる。
- (3) いじめの事実確認は複数の職員で慎重を期して行う。その上でいじめを受けた児童・保護者、いじめをした児童・保護者の面談を行い適切な対応をはかる。ケースに応じて情報の公開を行う。
- (4) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (5) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (6) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行きわたらせる。
- (7) いじめを見て見ぬふりをしていた児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (8) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- (9) いじめの指導が完了した時点で、教育委員会に報告する。また、いじめが止んだと判断した日から3か月が経過した時点で、学級担任が被害児童及び保護者に対していじめの解消を確認する。解消を確認した時点で教育委員会に報告する。

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会と連携しながら事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 重大ないじめ（暴力・恐喝等）を行った児童へは適切な懲戒を行う。
- (4) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (5) 事案の内容により、いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等を開催し説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (6) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

5. 年間を見通したいじめ防止指導計画

月	具 体 的 項 目
4月	・いじめ対策（基本方針等）共通理解
5月	・学校生活アンケート（いじめ実態調査）
6月	・教育相談（個別面談）
7月	・学校アンケート
8月	・教員研修会の実施 　・生徒指導個票の作成
9月	・心とからだの健康観察 　・学校生活ミニアンケート 　・教育相談（気になる児童）
10月	・教育相談（気になる児童）
11月	・学校生活ミニアンケート 　・教育相談（気になる児童）
12月	・学校アンケート
1月	・生徒指導個票の作成
2月	・学校生活アンケート（いじめ実態調査）・教育相談（気になる児童）
3月	

- ・職員会議での情報交換、SCによるカウンセリングは、年間を通して行う。
- ・児童との面談は、計画されたもの以外にも日々の実態に応じて適宜行う。

6 いじめ対応チャート

